

# 醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織（下）

## 皿 井 舞

### 三、上醍醐造営の時代背景（承前）

#### 第一節 護国攘災の薬師如来

#### 第二節 五大明王と五大力菩薩

#### 第三節 「混成」の時代

おわりに

### 三、上醍醐造営の時代背景

これまで二回にわたり、醍醐天皇の発願にかかる上醍醐伽藍の造営について考察を進めてきた<sup>(1)</sup>。まずごく簡単に、これまでの議論を振り返っておきたい。

第一章では、本稿で取り上げている醍醐寺薬師如来像には、過去の作品の立体表現が見出されることを示した。すなわちこの像では、特に面相部の構成要素に見られる立体表現が奈良時代の彫塑像と近似しており、古い過去の様式が、同像には相当忠実なかたちで引用されていることをみた。

第二章では、醍醐寺造営過程の分析を通じて、平安前期の造寺組織の実態に迫った。当時の御願寺造営が、朝廷の設置した官営組織によって主導されたものであることを明らかにし、そこから、発願者の構想・意図・願望など

が、そうした官営組織を通じて実現されるものであることに、なお十分な注意を払う必要があることを指摘した。

こうした議論を踏まえ、最終章となる本稿では、上醍醐伽藍造営の意味について考察する。すでに何度も述べてきたように、この御願上醍醐伽藍の特異な点は、薬師如来という顕教の尊格と五大明王という密教の尊格とが並列している点にある。ほかには見出しがたいこの特異な伽藍構成は、いったいいかなる構想のもとに成されたものなのだろうか。

以下、九世紀後半以降の薬師如来と五大明王に求められたそれぞれの役割・機能を検証することから議論を始めよう。

#### 第一節 護国攘災の薬師如来

平安前期の薬師信仰については、これまでも多くの研究が積み重ねられてきた。ここでは薬師如来が、病氣平癒のみならず、怨霊調伏や疫神防御など、実に多岐にわたる役割を期待されていたことが論じられている<sup>(2)</sup>。

すでに詳述したように、醍醐天皇御願になる上醍醐伽藍の造営は、朝廷が臨時のプロジェクトチームを設けて、その主導のもとに行われたものであった<sup>(3)</sup>。したがって、ここに安置される薬師如来像の意味を明らかにするために

史料1 延喜主税式諸国本稻条<sup>(5)</sup>

(前略)

佐渡国正税三万八千束、公廨八万束、国分寺料一万束、同寺新造薬師仏燈分料五百束、文殊会料一千束、修理池溝料一万束、救急料三万束、俘囚料二千束。

(下略)

これは、諸経費のために佐渡国に置かれた出挙本稻の額を規定した『延喜式』の条文である<sup>(6)</sup>。この記述のうち「同寺新造薬師仏」とあるのが、佐渡国分寺の現本尊像(以下、本像とする)に相当すると考えられている。

本像の制作年代については、これまでこの史料により、その上限は『延喜式』の編纂が始められた延喜五年(九〇五)をさほどさかのぼらない頃とされ、また下限は編纂の終了した延長五年(九二七)頃とみなされてきた<sup>(7)</sup>。

ただ『延喜式』には、それ以前に編纂された『弘仁式』や『貞観式』をそのまま引き継ぐ条文も多いことが明らかにされており、『延喜式』所載の条文が、『延喜式』の編纂された十世紀前半の状況を必ずしもそのまま映し出しているとは言えない点に、十分注意する必要がある。

幸い、この『延喜式』諸国本稻条については、『弘仁式』<sup>(9)</sup>の該当条も残されているが、その該当条には「正税四万束、公廨八万束、国分寺料一万束」とあるのみで、史料1の「同寺新造薬師仏燈分料五百束」に相当する記述は存在しない。すなわちこの箇所は、『貞観式』もしくは『延喜式』で付加されたものであったことがわかる。したがって、本像の制作年代に関して史料1から読み取りうることは、本像は、少なくとも弘仁十二年(八二〇)の『弘仁式』奏進以後、延長五年(九二七)の『延喜式』奏進までの間に造られた

は、何よりもそれが御願寺に安置されていること、すなわち、天皇を頂点とする朝廷の主導のもとで造られたという事実<sup>(4)</sup>に配慮する必要がある。

そこで本稿では、平安前期の朝廷が薬師如来に求めた機能を考えるため、国分寺に安置された薬師如来像に着目したいと思う<sup>(4)</sup>。やはり朝廷が主導して造営していった国分寺の尊像を考えることは、上醍醐伽藍の薬師如来像の機能を考える上で、何らかの参考になると考えるからである。そこで以下、像が現存し、またわずかながらも文献史料が残されている佐渡国分寺薬師如来坐像を具体的な素材として、この問題について考えることにしよう。

## (1) 佐渡国分寺薬師如来坐像の制作年代

佐渡国分寺の現本尊である半丈六の薬師如来坐像(挿図1)は、平安前期の優品としてつとに知られている。次に掲げる史料は、その制作年代を示すものとして、しばしば取り上げられてきたものである。

挿図1 佐渡国分寺薬師如来坐像 正面

ということのみである。『弘仁式』が奏進以後も何度か修訂を繰り返していたことを考慮しても、本像の制作年代は九世紀前半頃から十世紀初頭までの間ということしか言えないのである。

ここからさらに、本像の造像時期を絞り込もうとすれば、様式などの造形上の特色から検討するほかはない。そこで、本像の造形的特徴について述べながら、造像時期についていまま少し検討しておこう。

本像については、源豊宗氏をはじめ、近年では水野敬三郎氏や長坂一郎氏ら、多くの先学がその造形的特色について論じておられる。<sup>(10)</sup> 本稿ではそうした先学の研究によりつつ、本像の造形上の要点を押さえることとしたい。

まず本像は、頭部に比して肩幅が広く、胸腹部や脚部に厚みがあり、堂々たる体軀をほこる。また脚部を見ると、先端に丸みを帯びた乾漆風の衣文、そして膝頭がそのまま垂直に地付までいたる立体表現などが認められ、これらはいずれも奈良時代末から平安時代初頭の像に認められる様式的特徴に通じている。また、脚部にかかる裙裾が逆三角形状になる点や、足首下の裾のたたまれ方、またそこに表された渦文等が、やはりいずれも奈良時代末から

平安時代初頭にさかのぼる像と共通する形式となっている。

すなわち本像は、様式的にも形式的にも、八世紀末から九世紀初頭頃の造形を指向したものとと言える。ただし、水野氏や長坂氏が指摘しておられるように、本像には衲衣のまとい方に矛盾があり、そのために本像は当地での作と考えられる点にも注意する必要がある。地方で造られた作品のありようを考える際、貞観四年（八六二）の銘記のある岩手・黒石寺薬師如来坐像が参考になるが、この像の様式や形式は、実制作年代よりも古いもの、すなわち平安初期にさかのぼる様相を示している。本像の場合もまた、その様式と実制作年代の間に一定の開きがあることを考慮する必要があるだろう。

このような視角からあらためて本像を見てみると（挿図1・2）、その目のかたちは、十世紀の像によく見られるような仰月形に近づいており、また彫りも浅くなっていることをはじめ、細部において立体感が減じはじめている点が確認できる。本像の制作年代は、ひとまず九世紀後半としておくのが穏当であろう。

### (2) 佐渡国分寺薬師如来像の位置付け

さて、佐渡国分寺において、本像はどのような位置付けにあったのだろうか。この点については、これまで美術史の分野で十分な議論がなかったように思われる。しかし以下述べるように、本像はもともと本尊像として造られたものではなく、むしろ当時の本尊をはじめとする既存の像に、新しく付け加えられた像であったとみてよいようである。

ここで再び史料1に立ち戻ってみよう。史料1には「国分寺料一万束、同寺新造薬師仏燈分料五百束」と記されており、国分寺料のために準備される一万束とは別に、「新造薬師仏」の明かり分として五百束が準備されている。

挿図2 佐渡国分寺薬師如来坐像 頭部側面

延喜主税式諸国本稻条の全体を見渡してみても、こうした例、すなわち「国分寺料」とは別に燈分料が準備される国分寺安置像のある国は、ほとんど存在しない。薩摩国に「国分寺料二万束、同寺十一面観世音菩薩燈分料一千五百束」とあるのが、唯一の同例である。つまり、国分寺の明かりや法会などの料は、通常ではすべて国分寺料に含み込まれるものであった。したがって、佐渡国や薩摩国の「同寺新造薬師仏」や「同寺十一面観音菩薩」は、既存の安置仏に付け加えられた像であり、それにもなつて別途燈分料が準備されるようになったものと解されるのである。

実際、佐渡国分寺跡には、創建当初の金堂の遺構とは別に、五間四方の建物の遺構があり、すでに考古学の分野では、これが平安時代以降に建てられた堂であり、「新造薬師仏」の置かれた堂であろうことが指摘されている。<sup>(11)</sup>

なお佐渡国分寺のほか、相模国の国分寺にも薬師如来像のあったことが知られている。<sup>(12)</sup>『日本三代実録』元慶五年(八八二)十月三日条によると、同国国分寺の丈六薬師像一鉢と脇侍菩薩像二鉢が、その二年前に地震のために摧破し、その後さらに焼損したため、新しく像を造り御願を修したいとの旨を、同国が朝廷に奏上している。少なくとも元慶三年までには、相模国国分寺に丈六の薬師三尊像が存在していたのである。

この相模国の薬師如来像については、それが丈六という大きさであることから同国分寺の本尊像であると推測し、ひいてはこの推測に基づいて、平安初期にはすでに国分寺本尊が釈迦から薬師に変更されていたと考える理解もある。<sup>(13)</sup>しかしながら、先の『日本三代実録』による限りでは、これが本尊であったかどうかは不明である。<sup>(14)</sup>また、上野国の国分寺の場合、十一世紀の前半もなお本尊は釈迦三尊像であり、むしろ平安初期に国分寺本尊が薬師如来に変更されたことを裏付ける史料は、現在のところ見当たらないのである。

平安前期に国分寺で薬師悔過が行われていたりすることや、佐渡国分寺の例からすれば、平安初期に本尊の尊格が変更されたとするよりは、むしろ本尊像とは別に薬師如来像が新しく安置された国々があり、場合によってはそれが本尊に置き換えられるようになったとするのが、いまのところもつとも穏当と思われる。

ともあれ、佐渡国と相模国とのわずか二例にすぎないが、少なくとも九世紀後半に、これらの国分寺に薬師如来像が安置されていたのは事実である。特に佐渡国分寺の薬師如来像は、その造形からみて、まさに九世紀後半に新しく追加されたとみられることは注目に値する。

では、佐渡国などで薬師如来像が新たに造られた目的は何であったろうか。国分寺が平安前期にどのような役割を担っていたかを考察しながら、この問題を考えていこう。

### (3) 薬師如来像のもつ機能

平安時代の国分寺に関する研究は、一九七五年の堀池春峰氏の研究以降、進展をみせた。すなわち氏は、平安時代もなお、諸国国分二寺が災害の防止などのために種々の祈修を行っており、国家仏教的な性格をもち続けていることを明らかにされたのである。<sup>(16)</sup>これを受けて、中井真孝氏は、寺院制度全体の変遷を分析され、定額寺もまた、鎮護国家の機能をもつものとして重視されるようになっていったことを明らかにされた上で、この期の国分寺には、復興の側面と、あわせて定額寺の台頭による相対的地位の低下という側面との二つの面があることを論じられた。<sup>(17)</sup>

すなわち国分寺は、平安時代、定額寺の台頭によって地位を相対的に低下させたものの、攘災招福の護国法要を営む鎮護国家の一拠点として、依然、

定額寺とともに大きな役割を果たしていたことが明らかとなったのである。<sup>(18)</sup>

ところで右に述べたように、平安時代には、国分寺と並んで定額寺にも鎮護国家の機能が付与されるようになったのだが、国分寺の具体的な機能を考えるために、この定額寺についてもいまい少しみておきたい。

次の史料は、定額寺の機能を端的に示すものである。

史料2 仁寿三年（八五三）六月二十五日太政官符（『類聚三代格』卷三、

国分寺事）<sup>(19)</sup>

（前略）先帝創<sub>レ</sub>建国分<sub>二</sub>寺<sub>一</sub>、分号<sub>二</sub>護国滅罪之寺<sub>一</sub>、擇<sub>二</sub>苾芻々々尼<sub>一</sub>、殊設<sub>二</sub>觀施具足之法<sub>一</sub>。又於<sub>二</sub>定額寺<sub>一</sub>、雖<sub>二</sub>建立有<sub>レ</sub>主本願異<sub>レ</sub>趣、而擁<sub>二</sub>護國家<sub>一</sub>、豈為<sub>二</sub>分別<sub>一</sub>、此皆救<sub>レ</sub>世利物、伝<sub>二</sub>于今<sub>一</sub>不朽者也。（下略）

ここにははつきりと、国家を擁護する点において国分二寺と定額寺との間での何の区別があるのか、という認識が示されている。そしてこうした認識が一般的であったことは、次のような実例によって裏付けられる。

貞観八年（八六六）二月七日、信濃国で一度に五箇寺が定額寺になったが、これはきわめて特異な事態であった。実はこの五日前の二月二日に、信濃国最北部の水内郡にある二神に怒りがあり、神祇官がこれを「兵疫」の前兆であると奏言したことが知られる。<sup>(20)</sup>大江篤氏は、この定額寺となった五箇寺がいずれも水内郡以南の官道の要地に位置することから、この二神の怒りに象徴される何らかの混乱状況と定額寺の設置という二つの事象の間に関連性があると認められたが、従うべき見解であろう。<sup>(21)</sup>

朝廷が「兵疫」の具体的内容をどのように捉えたか、より慎重に考えてい

く必要はあるものの、いずれにせよここで注目したいのは、定額寺に期待された、その具体的な機能についてである。一国内で一度に五箇寺も定額寺に認定され、かつそれらは官道の分岐点など交通の要所に位置していた。すなわち、これら定額寺の認定に込められた意図は、「兵疫」の発生とその拡大を阻止することにあつたとみて、まず間違いないだろう。<sup>(22)</sup>

この実例は定額寺のものであるが、求められた機能が共通していることから、国分寺の機能を考える上で十分参考になる。

さて、こうした「兵疫」などの災厄を鎮める機能が期待された国分寺・定額寺のうち、とりわけ朝廷が主導して造営した国分寺に、薬師如来像は安置されるようになっていた。国分寺に求められた機能から推測して、その薬師如来には、「兵疫」などの災厄をはらう攘災の機能が期待されていた可能性が高い。

実際、九世紀前半の国分寺では、主に承和年間を中心に、災疫を未然に防ぐことなどを目的として般若經典の読経と薬師悔過を組み合わせた法会が盛んに行われており、諸国国分寺における薬師如来像の役割を明瞭に示している。史料の残存事情もあつて、こうした法会が承和年間に集中して行われているようにも見受けられるが、もっとひろく行われていた可能性は十分にある。

そうした観点からみて、佐渡国に薬師如来像が造られていることは、やはり興味深い。というのも、佐渡国には延暦十一年（七九二）の令制軍制廃止以後も、陸奥・出羽国とならんで兵士制がしかれ、<sup>(24)</sup>同国は蝦夷との戦闘のために恒常的な武力を必要とする地域だったからである。

とりわけ薬師如来像が制作されたと推される九世紀後半には、後にも詳述するように、東国坂東諸国一帯に争乱がひろがっており、朝廷は武力上の対

応策として、各国に次々と「弩師」を設置していったことが知られている。

この「弩師」とは、軍団の弩手に弩の扱い方を指導する教官のことである。<sup>(25)</sup>

弩とは、多数の大矢を遠方に発射する兵器であり、律令国家の中心的兵器として装備されていた。特に承和年間には改良が加えられ、後には三善清行が、それを大唐のものよりも優れていると評価するほどに高性能の兵器であった。一方、弩師とは、弩を実際に射る弩手に教習する教官を言い、弩の製作を担った技術者でもあった。

佐渡国においても、元慶四年（八八〇）八月七日に、夷狄の地で人心が強暴であるとの理由により弩師一員が設置され、その五日後には越後国にも置かれていた。<sup>(26)</sup> 実は、この二年前、出羽国で俘囚の大規模な叛乱（元慶の乱）が勃発し、その鎮圧に一年もの時を要していた。

いずれにせよ、九世紀を通じて、佐渡国は争乱地域の最前線に位置する国の一つとして認識されており、中央の朝廷は、そうした脅威に対して具体的な対抗策をとっていたのである。

こうしてみると、九世紀後半頃、佐渡国において、護国の拠点である国分寺に薬師如来像が造られたのも理解しやすいものとなる。すなわち、新しく造られた佐渡国分寺の薬師如来像は、やはり「兵疫」などの厄災を鎮める攘災の機能を期待されたものであったと考えられるのである。<sup>(27)</sup>

以上、佐渡国を例に、国分寺に安置された薬師如来像の機能についてみてきた。国分寺は、朝廷の指導のもと、造営・運営がなされる寺院であった。そして、そうした国分寺に平安前期に安置されるようになった薬師如来像の機能は、「兵疫」などの厄災を鎮める攘災であった。以上の理解は、上醍醐伽藍の薬師如来像の意味を考える上で、重要なものとなるであろう。

## 第二節 五大明王と五大力菩薩

### (一) 九世紀の五大明王信仰

次に、上醍醐伽藍に置かれたもう一つの尊格、五大明王について考えていく。

まずは平安初期の請来当初、五大明王がどのように認識されていたか、本稿に関わる限りで研究史を簡単に振り返っておきたい。

日本における五大明王とは、不動明王を中心に降三世・軍荼利・大威徳・金剛夜叉（あるいは烏枢瑟摩）を組み合わせたものを言い、それらは平安初期に空海が中国よりもたらした密教独自の尊格であった。もともと空海が請来した『仁王念誦儀軌』では、「金剛夜叉」が「淨身金剛」となっているが、日本の真言宗で実際に造像されたのは「金剛夜叉」を含む組み合わせであった。現存最古の造像例は、知られるように、承和六年（八三九）に供養された東寺講堂の五大明王像である。同講堂には、五仏・五菩薩・五大明王の主要十五尊が並置されており、五大明王の位置付けも、この特異な群像の構成原理の考察というかたちで進められてきた。

なかでも高田修氏は、この構成の背景に、五仏を自性輪身、五菩薩を正法輪身、五大明王を教令輪身とする三輪身説があるとした上で、この群像構成が仁王経法と金剛界法を組み合わせた二元的な曼荼羅であると論じられた。<sup>(28)</sup>

そもそも五大明王は、右に触れたように、空海が請来した新訳『仁王経』の註釈書『仁王念誦儀軌』に登場し、旧訳『仁王経』の五大力菩薩と対応付けられるものであった。日本では古来より、護国經典の仁王経が重視されており、また東寺講堂の五大明王像が仁王経法に基づいて造像されたものとみなされてきた。したがって、請来当初の五大明王にも護国的な機能が求められていたと考えられてきたのである。

そしてそこから、古くから仁王会の本尊であった五大力菩薩と五大明王との関係が論点とされるようになり、五大力菩薩が五大明王の凶像に影響を受けて忿怒化する事象や、空海が始めた後七日御修法の初期の本尊が何であったかとする問題も、関連して盛んに論じられるようになった。

ところが、高田氏の説の根幹であった三輪身説は、その成立が十二世紀に下るものであることが明らかとなり、これをもとに原浩史氏は、東寺講堂の主要十五尊がいずれも『金剛頂経』に基づくものであるという、高田氏の説をくつがえす結論を導かれた<sup>(31)</sup>。また氏は、五大明王は仁王経法に基づく護国の尊格として受容されたのではなく、その多面多臂多足の新奇な姿形から強力な護法神的尊格として受容されたものではないかと論じられている<sup>(32)</sup>。

それでは、十世紀初頭前後の五大明王像は、どのようなものとして認識されていたのだろうか。以上を踏まえ、次にこのことを考えてみよう。ここでは、元慶寺の「五大尊」像を取り上げてみたい。

元慶寺「五大尊」像に関わる史料を二つ掲げる。

史料3 元慶元年（八七七）十二月九日太政官符（『類聚三代格』巻二、年分度者事）

太政官符

応<sub>下</sub>以<sub>二</sub>元慶寺<sub>一</sub>為<sub>二</sub>定額<sub>一</sub>置<sub>中</sub>年分度者<sub>三</sub>二人<sub>上</sub>事

大悲胎藏業一人 金剛頂業一人

摩訶止観業一人

右、法眼和尚位遍照上表備、此寺、中宮有身之日、今上降誕之時、至心發願、始以草創。自後堂宇漸構、仏像新成。見聞隨喜、道場正備。夫増<sub>二</sub>宝祚於長代<sub>一</sub>、真言之力也。消<sub>二</sub>禍殆於未萌<sub>一</sub>、止観之道也。是以奉<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>仙

醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織（下）

齡<sub>一</sub>以<sub>二</sub>此冥助<sub>一</sub>、修練之誠年月差積。方今皇基肇開、万物荷<sub>レ</sub>慶、道之將<sub>レ</sub>隆、幸遇<sub>二</sub>此時<sub>一</sub>。（中略）望請、准<sub>二</sub>彼二寺<sub>一</sub>、置<sub>二</sub>件年分<sub>一</sub>、遠伝<sub>二</sub>兩宗之<sub>一</sub>玄教、永為<sub>二</sub>國家之鎮護<sub>一</sub>。其試業経書等、一准<sub>二</sub>天台宗年分<sub>一</sub>。毎年十二月上旬、特請<sub>二</sub>勅使<sub>一</sub>、対読課試。通五以上以為<sub>二</sub>及第<sub>一</sub>、即当<sub>二</sub>今上降誕之日<sub>一</sub>、剃頭得度。但受戒之儀、於<sub>二</sub>延曆寺戒壇<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>菩薩大乘戒<sub>一</sub>。受戒之後更歸<sub>二</sub>本寺<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>五大菩薩前<sub>一</sub>、使<sub>下</sub>止観業者<sub>一</sub>轉<sub>レ</sub>讀仁王般若経、真言業者三時念持不斷誓護<sub>上</sub>。又為<sub>二</sub>定額寺<sub>一</sub>彌増<sub>二</sub>興隆<sub>一</sub>、上誓<sub>二</sub>護聖朝<sub>一</sub>、下福<sub>二</sub>利憶兆<sub>一</sub>者、大納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使源朝臣多宣、奉<sub>レ</sub>勅、宜依<sub>二</sub>来表<sub>一</sub>。

元慶元年十二月九日

史料4 寛平四年（八九二）七月二十五日太政官符（『類聚三代格』巻二、年分度者事）

太政官符

応<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>元慶寺度者受戒後六年住寺兼<sub>二</sub>修法花阿弥陀等三昧<sub>一</sub>事

右、得<sub>二</sub>彼寺牒<sub>一</sub>備、檢<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>、寺家依<sub>二</sub>去元慶元年十二月九日官符<sub>一</sub>、令<sub>下</sub>毘盧遮那金剛頂兩業度者<sub>上</sub>、於<sub>二</sub>五大尊前<sub>一</sub>、毎日念<sub>レ</sub>讀不動真言、止観業度者<sub>中</sub>讀仁王般若<sub>上</sub>。爰寺家亦從<sub>二</sub>去寛平元年<sub>一</sub>加<sub>二</sub>法花金光明等経<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>物説<sub>二</sub>三部経<sub>一</sub>。（中略）今此寺從<sub>二</sub>去仁和二年<sub>一</sub>以降所<sub>レ</sub>修法花三昧阿弥陀三昧等、故僧正法印和尚位遍照、為<sub>二</sub>国土豊樂法界利益<sub>一</sub>、起<sub>二</sub>大弘願<sub>一</sub>所<sub>二</sub>始行<sub>一</sub>也。（中略）望請、准<sub>二</sub>金剛峯寺例<sub>一</sub>、今年分者、六箇年間住<sub>レ</sub>寺兼修<sub>二</sub>件三昧法<sub>一</sub>。然則知恩之思無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>懈怠<sub>一</sub>、護戒之心自致<sub>二</sub>堅固<sub>一</sub>。須<sub>下</sub>縁<sub>レ</sub>庄<sub>二</sub>嚴御願之勤<sub>一</sub>、重得<sub>レ</sub>支<sub>二</sub>持宿誓之便<sub>一</sub>者、左大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、依<sub>レ</sub>請。

寛平四年七月廿五日

史料3は、太政官が元慶寺に年分度者を置き、あわせて定額寺とすることを決定したものの、史料4は、やはり太政官が、史料3で定めた年分度者に対してさらに読誦經典の追加を定めたものである。

まず、史料3の傍線部Aの内容に注目したい。元慶寺の年分度者は比叡山での受戒の後、本寺（元慶寺）に戻り、その「五大菩薩」像の前で、顕教經典を学ぶ止観業度者は仁王經を転読し、密教經典を学ぶ大悲胎藏業・金剛頂業度者は三時に不動真言を念誦して、聖体の護持と国家の安寧を祈願するとされている。

これに対して、史料4の傍線部Bは、この史料3の傍線部Aの内容を元慶寺がみずから要約して述べた箇所であるが、そのなかで「五大菩薩」が「五大尊」と言い換えられている。

すなわちここから、次のようなことが知られる。第一に、史料3の元慶年間には、元慶寺の五大力菩薩像の前で、仁王經の転読と不動真言の念誦との両方が行われていたこと、そして史料4の寛平年間には、元慶寺は、その五大力菩薩を「五大尊」（五大明王）<sup>(1)</sup> と言い換える存在としてみなしていたこと、の二点である。すなわち、少なくとも九世紀後末期の天台宗寺院において、仁王經と五大明王とが関連付けられていたことが知られるのである。

右は天台宗の例であるが、以下述べるように、実はこれとほぼ同じ時期に、真言宗においても、旧訳『仁王經』の説く五大力菩薩と五大明王とが強く関連付けられるようになっていた。

九世紀末頃、真言宗のなかで『五大力秘釈』が成立するが、この『五大力秘釈』とは、近年泉武夫氏が紹介しておられるように、五大力菩薩の図像とその解釈に関する典籍であった。そしてこのなかで五大力菩薩と五大明王との対応関係が明示されているのである。<sup>(33)</sup> 注目すべきは、この『五大力秘釈』

の説く五大明王は不動・軍荼利・降三世・大威徳・金剛夜叉であり、『仁王念誦儀軌』の説く組み合わせとは異なつて、淨身金剛が金剛夜叉となつている点である。

すなわち『五大力秘釈』は、日本の五大明王の組み合わせを前提にして、仁王經の五大力菩薩と五大明王との対応関係を説いているのであり、このことは、儀軌ではなく、現実の組み合わせに即した理論がこの時期に求められていたことを示しているように。

では、なぜこのような理論が形成されていくのだろうか。実は以下に見るように、この時期、真言宗寺院のなかでは確かに仁王經に大きな注意が向けられていたことが判明する。

史料5 延喜七年（九〇七）七月四日太政官符（『類聚三代格』卷二、年分度者事）

太政官符

应<sup>(1)</sup>加<sup>(2)</sup>置真言宗年分度者四人<sup>(3)</sup>事

右、太上法皇勅命曰、伏檢<sup>(4)</sup>案内、真言宗年分惣六人。其三人者依<sup>(5)</sup>大僧都空海上表<sup>(6)</sup>、去承和二年正月廿三日置<sup>(7)</sup>之。同年八月廿日更亦上表於<sup>(8)</sup>金剛峯寺<sup>(9)</sup>一試<sup>(10)</sup>之。所謂高野年分是也。其三人者依<sup>(11)</sup>少僧都真澄上表<sup>(12)</sup>、去仁寿三年四月十七日置<sup>(13)</sup>之。即於<sup>(14)</sup>神護寺宝塔所<sup>(15)</sup>一試<sup>(16)</sup>之。所謂高野年分是也。受戒之後各栖<sup>(17)</sup>二寺、出山之期令<sup>(18)</sup>終<sup>(19)</sup>二六年。爰<sup>(20)</sup>二師没後、衆論<sup>(21)</sup>通起。（中略）伏望、恩議依<sup>(22)</sup>件処分、旧来六人各返<sup>(23)</sup>本山之分、便於<sup>(24)</sup>彼山<sup>(25)</sup>一試<sup>(26)</sup>之。新加<sup>(27)</sup>四口、將<sup>(28)</sup>為<sup>(29)</sup>東寺之料。即於<sup>(30)</sup>其寺<sup>(31)</sup>一試<sup>(32)</sup>之。仍須<sup>(33)</sup>一人為<sup>(34)</sup>胎藏界業、令<sup>(35)</sup>讀<sup>(36)</sup>六波羅蜜經十卷、一人為<sup>(37)</sup>金剛界業、令<sup>(38)</sup>讀<sup>(39)</sup>守護国界主陀羅尼經十卷。各亦加<sup>(40)</sup>新翻仁王經二卷、同為<sup>(41)</sup>兩部界兼学



業。二人為<sup>レ</sup>声明業、令<sup>レ</sup>讀<sup>レ</sup>孔雀經三卷、大仏頂真言一卷、大隨求真言一卷及十八道真言、兼令<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>梵字。其試度之法、准<sup>レ</sup>例不改、實得<sup>レ</sup>其人、然後則授戒。々々之後、殊亦加<sup>レ</sup>試。不<sup>レ</sup>闕<sup>レ</sup>三時作法之勤、奉<sup>レ</sup>為一人、令<sup>レ</sup>祈<sup>レ</sup>其福。増<sup>レ</sup>功德於功德、金輪之化弥長、加<sup>レ</sup>善根於善根、宝曆之運無<sup>レ</sup>極者、左大臣宣、奉<sup>レ</sup>勅、依<sup>レ</sup>御願、特置<sup>レ</sup>之。

延喜七年七月四日

この太政官符は、延喜七年（九〇七）、宇多法皇の意向を受けた醍醐天皇が、真言宗に新たに四人の年分度者を増置することを命じたものである。傍線部にあるように、新しく認可された真言宗四人の年分度者のうち、金剛頂業者・胎藏業者が学習する經典に、新訳『仁王經』が加えられている。

振り返れば、真言宗では、承和二年（八三五）の空海の奏上により金剛頂業者・胎藏業者・声明業者各一人の計三人の年分度者が認可され、その後仁寿三年（八五三）の真済の奏上により三人の追加が認められていた。<sup>(34)</sup>これらの年分度者は、それぞれ守護国界主陀羅尼經・三十七尊礼懺經・釈摩訶衍論など密教經典の学習が義務付けられていたが、いずれの認可の際にも、仁王經は習得の対象ではなかった。つまり、延喜七年になってはじめて、真言宗の度者のなかに、仁王經の学習が義務付けられた者が現れたのである。それは、真言宗の意向を受けたとみられる宇多法皇の申請によるものであった。真言宗のなかで、確かに仁王經が注目されるようになっていたのである。

なお、延喜七年を少しさかのぼる寛平元年（八八九）には、真言僧益信の奏上により、円成寺が定額寺となり、聖朝護持のため仁王三昧を修すること<sup>(35)</sup>になってきたことも参考になろう。

以上、十世紀初頭前後における、天台・真言両宗のなかの仁王經について

述べてきた。特に真言宗については、この時期仁王經が重視されるようになってきたことが確認できた。

先にも触れたように、仁王經は、護国經典として古来より重視されてきたものであった。またこの經典に基づく護国の仁王会も、七世紀後半以来連綿と行われ続けてきたものであり、その本尊のひとつが五大力菩薩であった。<sup>(36)</sup>十世紀初頭前後も、五大力菩薩を本尊に仰ぐ仁王会は頻繁に行われていたことが知られ、朝廷が仁王經の効力を重視していたことは疑いない。真言宗でも仁王会の本尊である五大力菩薩を無視できず、五大力菩薩と五大明王とを関連付ける理論が生み出されたものとみられる。

なお『仁王念誦儀軌』には、五忿怒（五大明王）についての記述もあり、当初より仁王經と五大明王との間に全く関係がなかったわけではない。だが、五大力菩薩と五大明王との対応関係を明記した『五大力秘釈』の成立したのが、ほかでもなくこの時期であったことがここでは重要である。

## （2）護持国界・消却災難の造像

次に五大明王像が実際にどのような局面で造られたのか、五大明王と対応付けられる五大力菩薩像をも含めて考えていきたい。

平安前期における五大明王像や五大力菩薩像は、関係史料が少なく、ましてその造像目的を明示するものがほとんどないと言ってよい。そのなかで、陸奥国・武蔵国の両国分寺に安置された五大力菩薩像、および出羽国の五大尊像の例は稀有なものと言える。これらはその造像事情をうかがい知ることができる貴重な事例である。

史料6 『日本三代実録』貞観十五年（八七三）十二月七日条

(前略) 先是、陸奥国言、俘夷満境、動事<sup>二</sup>叛戾<sup>一</sup>。吏民恐懼、如<sup>レ</sup>見<sup>二</sup>虎狼<sup>一</sup>。望請、准<sup>二</sup>武蔵国例<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>造<sup>二</sup>五大菩薩像<sup>一</sup>、安<sup>二</sup>置国分寺<sup>一</sup>、肅<sup>二</sup>蛮夷之野心<sup>一</sup>、安<sup>二</sup>吏民之怖意<sup>一</sup>。至<sup>レ</sup>是、許<sup>レ</sup>之。

陸奥国が朝廷に言上するには、同国では夷狄が国境に満ちて叛こうとしており、そのため人々が恐怖に怯えている。そこで武蔵国の例にならって「五大菩薩像」を造り、国分寺に安置したいと言う。この日朝廷はこれを許している。すなわち夷狄の脅威を理由に、「五大菩薩像」が造られているのである。

一方、そのモデルとなった武蔵国もまた、陸奥国と似た状況下にあったことが知られている。すなわち坂東地域は、貞観年間頃から争乱状態にあり、武蔵国でも、貞観三年(八六一)には「凶猾成<sup>レ</sup>党群盜満<sup>レ</sup>山」ちているために諸郡に檢非違使が置かれ、また貞観十四年には陰陽師が設置されている。<sup>(37)</sup>この陰陽師は戦乱予知のためのものであった。武蔵国の「五大菩薩像」も、九世紀後半の争乱状況を背景に造像されたものであったのである。

ところで、以上二つの事例とちよほど同じ頃、水旱疾疫の災いの徴候があるとして、天皇が七大寺及び諸国で仁王経などの般若經典の誦誦を命じたことがあった。<sup>(39)</sup>その勅を見ると、「庶使<sup>下</sup>五大菩薩大願能彰、八部鬼神新妖自断、致<sup>二</sup>真福於冥助<sup>一</sup>、鎖<sup>二</sup>禍胎於未萌<sup>一</sup>、歲稔時和、人平国富<sup>上</sup>」との文言があり、「五大菩薩」の大願が十分に現れて、災いを未然に阻止することが願われている。すなわちここには、「五大菩薩」には災いを未然に阻止するという機能のあることが明示されているのである。

そしてこの勅の内容からすれば、そこに記される「五大菩薩」とは、仁王経の五大力菩薩であることは間違いない。考えてみると、史料6の陸奥国・武蔵国の「五大菩薩像」も、やはり差し迫った戦乱の災いを未然に阻止する

ことを目的として造られたものであった。その目的が先に見てきた五大力菩薩の機能と合致することからしても、陸奥・武蔵両国の「五大菩薩」は五大力菩薩のこととみるのが妥当であろう。すなわち五大力菩薩像は、仁王経の説く「護持国界・消却災難」の力を、具体的に表すものとして造像されたのであった。

次に出羽国の「五大尊」を取り上げてみよう。

史料7 延喜主税式諸国本稻条

(前略)

出羽国正税廿五万束、公廨卅四万束、月山大物忌神祭料二千束、文殊会料二千束、神宮寺料一千束、五大尊常燈節供料五千三百束、四天王修法僧供養并法服料二千六百八十束、健児粮料五万八千四百十二束、修理官舍料十萬束、池溝料三万束、救急料八万束。国学生食料二千束。

(下略)

出羽国には、「五大尊常燈節供料五千三百束」のための出挙本稻が準備されており、これはこの国にしか見られない特徴的な経費である。この記述は弘仁主税式の該当条に見出せないことから、『貞観式』か『延喜式』で付加されたものである。

さて、この出羽国は、平安初期より対蝦夷の最前線に位置付けられる国であり、またそのほかの東国坂東地域の国々と同様に、貞観年間頃から争乱状況にあったことが知られている。<sup>(40)</sup>とりわけ元慶二年(八七八)には俘囚の大反乱が起こっており、国府周辺は壊滅的なダメージを受けていた。

陸奥・武蔵国の例を考慮すれば、この出羽国に置かれた「五大尊」像もま

た、兵疫などの災いを退ける目的で造られたとみてまず大過ないであろう。なお、この「五大尊」は五大力菩薩ではなく五大明王を指している可能性が高いが、確言はできない<sup>(41)</sup>。

以上に見てきたように、五大力菩薩（「五大尊」）像は、実際に争乱状態にあった坂東地域の諸国の地に、緊急の災厄を防ぐという実践的な目的のために造像・安置されていたものであった<sup>(42)</sup>。仁王経の説く「護持国界・消却災難」の力を現実期待されて、五大力菩薩（「五大尊」）像は造られていたのである。

最後に、五大明王にも触れておこう。前項では、九世紀後半に、五大明王が五大力菩薩に対応するものとして認知されるようになっていたことを論じた。とするならば、当然五大明王にも五大力菩薩の以上のような機能は引き継がれたとみるべきであろう。出羽国の「五大尊」が、五大明王であつても何ら不思議ではないのである。

以上二節にわたって、九世紀後半以降、薬師如来と五大明王（五大力菩薩）の尊格に求められていた機能について検討してきた。それらはいずれも、強力な護国機能を有するものとして、諸国分寺などの宗教的拠点に安置されたものであった。逆に言うならば、これらは、目前の災難を回避する攘災・護国の尊格として認識されており、それゆえ朝廷は、切迫した「現場」にそれらを安置することを認めたのである。

ひるがえって上醍醐伽藍には、こうした機能を持つ像が、一つのみならず同時に二つも安置されていた。このことは尋常ではない。言わば強力な攘災装置が二つ並置されたのが、御願上醍醐伽藍だったのである。寺院側の造営責任者として、真言僧の聖宝や観賢が関与していたにもかかわらず、薬師如

来像という顕教の像が安置されたのも、その機能が重視されてのことであろう。

それでは、このきわめて特殊な事態は、いったいかなる理由によるものであろうか。そのありさまは、やはり何らかの危機意識のあったことを示唆しているように思われる。その危機とはいったい何であつたのだろうか。

次節で、上醍醐伽藍の発願された十世紀初頭前後という時代を見渡してみることとしよう。

### 第三節 「混成」の時代

後掲の表は、九世紀半ばの貞観年間から十世紀初頭の延喜年間にかけての年表であり、国内の争乱状況を示す「国内情勢」、新羅等との軋轢を示す「対外情勢」、それらに応じて朝廷が採用した「宗教対策」を、それぞれ年次順にまとめたものである。

この年表から確認されるように、この時代、国内では坂東諸国を中心に争乱状態にあり、特に九世紀の最末期以降は、各地で群盗が同時多発的に活動していたことが知られる。また、対外的には、貞観十一年（八六九）及び寛平五（八六九）（八九三）（八九四）に新羅海賊の襲来があり、その前後も断続的に警戒が続けられていた。そして、こうした国内外の危機に対し、朝廷は奉幣・読経など、神祇・仏事を問わずさまざまな宗教的対策を講じていたことが知られる。

九世紀中葉以降の坂東地域の争乱については、すでに戸田芳実氏や下向井龍彦氏、有富純也氏が論じておられる<sup>(43)</sup>。各氏がそれぞれの視角から詳細に示されているように、貞観年間以降の坂東諸国における争乱は、検非違使・陰陽師・弩師の設置や、出羽国・下総国で起こった大規模な叛乱などから知ら

れるところである。

また、特に戸田氏によれば、寛平年間以降、こうした争乱を引き起こしている群盗の蜂起は、組織的かつ大規模に展開したと云う<sup>(44)</sup>。たとえば寛平七年（八九五）頃に起こった「倭馬の党」の蜂起は、一国にとどまることなく、追討を受ければ別の国へ移動するという俊敏さを持ち合わせており、四年後の昌泰二年（八九九）になっても依然勢力を維持していた（年表の昌泰二年九月十九日の項参照）。そしてこうした群盗の蜂起は、朝廷にとりわけ大きな脅威を与えたとみられる延喜元年（九〇一）二月の「東国の乱」につながっていく<sup>(45)</sup>。

一方、対外関係を見ると、承和年間の後半より新羅との関係が悪化している<sup>(46)</sup>。実際貞観年間には、貞観八年（八六六）のいわゆる新羅通牒事件、貞観十一年の豊前国貢納船襲撃事件が立て続けに起こっており、この一連の事件のなかで、新羅に対する危機意識が増幅していったとされている<sup>(47)</sup>。そして寛平五～六年には、大宰府管内への新羅海賊襲来事件が起こっている。これ以降事件はなく、一見落ち着きを取り戻しているが、その後も新羅に対する警戒が全くなくなったわけではなく、延長八年（九三〇）に至ってもなお緊張は続いていた<sup>(48)</sup>。

こうした国内外の情勢が、いずれも朝廷にとって大きな脅威として認識されていたことは、寛平五年（八九三）に行われた臨時仁王会の呪願文にも明示されている。

史料8 寛平五年閏五月十八日臨時仁王会呪願文（『菅家文章』<sup>(49)</sup>）

国主皇帝 帰命頂礼 仁王般若 波羅蜜経 発願無辺 所以者何  
去歳有疫 往々言上 今年痛甚 家々病死 城外城中 累旬累月

衆生何罪	遭此天刑	一人之過	延於海内	至心懺悔	三業六根
合掌帰依	十方諸仏	寛平五載	夏閏五月	十有八日	乙酉良辰
遠羅城門	近清涼殿	城内諸司	都辺数寺	百講開座	二時説経
幡蓋装嚴	香花供養	心不忒心	欲消疫癘	念無余念	欲濟人民
既沈困者	願早除愈	未初病者	願先遠離	亦復攸愧	頻年不登
倉庫屢空	飢饉難免	功德之余	專祈五穀	甘雨順時	暴風永斷
秋実全収	余粮栖畝	世間安樂	擊壤成歌	復次所患	東西奏聞
兵刃不閑	城塞有警	善根之潤	遠鎮二方	野心調和	海賊消滅
大鉄圍下	恆沙界中	知之不知	同昇覺道		

すなわちこの臨時仁王会は、疫癘消除・五穀豊稔のほか、「東西」から奏聞される「兵刃」、すなわち「（東西）二方」の「野心」と「海賊」（坂東諸国の混乱と新羅海賊襲来）の鎮定を祈って開催されたのである。

このように、貞観年間以降、朝廷は、国内的にも対外的にも軍事的な脅威に苛まれ続けていた。またこれに加えて、後掲の年表に見えるように、九世紀最末期から十世紀初頭にかけては疫癘も頻発しており、政情不安が増していたことがうかがわれる。

本稿が扱ってきた上醍醐伽藍とは、まさにこのさなかに発願された天皇御願の寺であった。そこに安置された像が、強力な護国機能を持つものであったのも、こうした時代情勢を考えればきわめて理解しやすい。すなわち、上醍醐伽藍の尊格は、以上のような社会情勢に対応するかたちで選択されたと考えられるのである。

以上を確認する意味も込めて、最後に、ほかならぬ上醍醐伽藍が発願された醍醐朝に、確かに高い危機意識があったことを別の角度から示しておく

う。それは、すでに簡単に触れてきた「弩師」の設置についてである。

年表の「国内情勢」・「対外情勢」に示されるように、内外の危機に対応して、各国には史生等を減員して弩師が設置されていく。すなわち内の脅威としては東国坂東の各戦乱地域に、また外の脅威としては新羅に直面する日本海沿岸諸国に、それぞれ弩師が設置されており、そこでは弩を操る精鋭の戦闘集団を整えることが要請されていた。

そして延喜三年（九〇三）には、ついに平安京、しかも大内裏にある兵庫寮に弩師が置かれるに至るのである。

史料9 延喜三年二月八日太政官符（『類聚三代格』巻四、加減諸司官員并

廃置事）

太政官符

応置<sup>レ</sup>兵庫寮弩師一人一事

右、左大臣宣、奉<sup>レ</sup>勅、安<sup>レ</sup>不忘<sup>レ</sup>危、治<sup>レ</sup>必思<sup>レ</sup>乱。夫弩者兵之勝具、戦之機資。一箭所<sup>レ</sup>当、百夫不<sup>レ</sup>敵。而彼寮徒設<sup>レ</sup>其器、不<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>其人。宜<sup>下</sup>始置<sup>二</sup>件師、專令<sup>中</sup>伝習<sup>上</sup>。

延喜三年二月八日

兵庫寮とは、寛平八年（八九六）に左右兵庫・造兵司・鼓吹司を統合して成立した機関であり、武器の管理・出納をはじめ、武器の製造・修理、そして鼓吹の教習などを司っていた。すなわち兵庫寮は、本来、諸兵器を製造・管理・出納する機関であって、弩を実践で扱う弩手やその扱いを教習する弩師などが所属する機関ではなかった。ところがこの史料9によれば、延喜三年になって、そうした兵庫寮にまで弩師の設置を命じているのである。

醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織（下）

これまで述べてきたように、弩師は九世紀全般にわたって、危急の国々を中心に配備されてきたが、ここに至って、大内裏のなかに弩師を設置するようになっていたのである。このことは、十世紀初頭の醍醐朝がそれだけの危機意識を抱いていたことを雄弁に物語っている。

このように醍醐天皇即位後間もない十世紀初頭という時期に、朝廷内には相当の危機感があつた。そうしたなか、延喜七年（九〇七）に、上醍醐伽藍の造営が発願される。醍醐天皇の御願である以上、そこには当然、天皇の意思が直接的に反映されていたとみてよい。そしてそこに置かれた尊格は薬師如来と五大明王であり、護国攘災を旨とする顕教・密教の尊格が並置されるという、特異な尊像構成となっていた。以上の事実を踏まえるならば、それらの尊像は、十世紀初頭の危機意識のなかで、その護国機能を期待して造像されたものであつたと考えてよいだろう。

おわりに

以上三章にわたって、醍醐天皇の発願にかかる上醍醐伽藍について検討してきた。最後に、上・中・下に分けて論じてきたことをあらためて整理し、あわせて上醍醐薬師堂薬師如来像のかたちとそれに付随する問題について考えるところを述べ、結びとしたい。

醍醐天皇が即位して間もない十世紀初頭は、国内外の情勢はともにきわめて不穏な状態にあつた。国内では、貞観年間以降、坂東地域を中心に争乱状態にあり、延喜二年には「東国の乱」とよばれる大規模な乱が起こっていた。また、軍事的な脅威ばかりでなく、疫病が頻発して政情不安も高まっていた。対外的には、貞観年間に二度、そして寛平五〜六年に一度、新羅海賊の襲来があり、十世紀に入ってからもなおしばらくは緊張と警戒が続いていた。そ

して延喜三年には、内外のさまざまな情勢に対する中央の危機感を示すように、大内裏のなかの兵庫寮に弩師が設置された。こうしたさなかの延喜七年に、醍醐天皇が上醍醐伽藍の建立を発願したのである。

この伽藍の造営は、下醍醐伽藍の造営のあり方からみて、朝廷が臨時に造営機関を設置し、したがって朝廷の主導のもとで行われたものであったと考えられる。聖宝、そして聖宝亡き後は親賢が、天皇によって寺家側の責任者に任じられていた。注意されるのは、天皇の家産機関である後院がその造営に深く関わっていたことである。こうして発願者たる醍醐天皇の意思は、さまざまな機関を通じて実現されることとなった。

延喜十三年に完成した上醍醐伽藍には、薬師堂と五大堂とが立ち並び、同寺は、顕教尊の薬師三尊像と密教尊の五大明王像が並置されるという、きわめて特異な伽藍構成をもつものとして成立した。しかしそれらの尊格は共通して、当時、強力な攘災・護国の機能をもつものと認識されていたものであった。すなわち、上醍醐の薬師如来・五大明王像は、十世紀初頭前後に極度に高まっていた政情不安のなかで、その目前の危機に対応すべく造像されたものであったと理解されるのである。

あらためて考えてみると、この上醍醐伽藍の尊像構成は、単に異質なものが寄せ集められたようにもみえ、このことがこの伽藍構成の意味をわかりにくいものにしていたように思われる。繰り返せば、この二つの尊格の同時並置は、やはり特異なものと言わざるをえない。顕教・密教の枠を越えたこの混成は、それまでの寺院ではありえなかつたものである。ここに、御願上醍醐、ひいては下醍醐を含めた醍醐寺の、一つの大きな特徴が認められるだろう。

だが、本稿で取り上げてきた薬師如来像そのものにも、この「混成」は認

められるところであった。すなわち、そこには過去の立体表現が引用されており、さらに新たに付け加えれば、持物の瓜形の薬壺には、晩唐期から中国で造られ始めた薬壺の形をいち早く取り入れているからである<sup>(50)</sup>。

ここで注意されるのは、立体表現の範を、中国ではなく日本の過去に求めている姿勢である。残念ながら、その立体表現の引用がどの像を範としていたのかは特定できない。しかし、立体表現を模倣するということは、その範とした対象そのものに模倣するだけの意義を見出しているということにはほかならない。

古代日本において、私たちの規範は、長らく大陸からもたらされたものに求められていた。つまり目指すべき表現様式のモデルは、唐、すなわち「外」に求め続けられてきたのである。ところがこの薬師如来像においては、必ずしもそうではなくなっている。部分的にはあれ、しかし面貌表現という重要な部分の表現のモデルが、「内」に求められるようになっていたのである。

この視線の転換は、従来の規範のあり方のゆらぎを示す点で、その後の彫刻史の展開を考える上でも、きわめて重要な意味をもつと考えるものである。

かつて筆者は、彫刻の「和様化」という事象を考えるにあたって、その前提となる受容構造の変化について論じたことがある<sup>(51)</sup>。そこで不十分ながら示したかったことは、主に次の二点であった。すなわち、遣唐使中止以後も唐物の流入が増大しているにもかかわらず、それらはその後の造形のありようを一変させるような影響力を持ちうるものではなかつたということ、そして同時代の中国には規範性を見出さなくなっていたこと、である。

近年、従来の「国風文化論」を相対化する研究が盛んに行われており、遣唐使中止以後、唐物の流入が増大してひろく受容されていたことを重視する

論調が主流となっている。しかしながら、いかに多くの唐物が流入していたとしても、造形的な影響力という観点からすれば、もはやそれらは全面的には受け入れられなくなっていた。すなわち、唐物が受容されるにあたっては、それは消費ともいべき部分的な受容でしかなく、かつてのような絶対的な規範性を持ちえなくなっているのである。<sup>(52)</sup>つまり、影響のあり方が変化している点こそが重要であり、その変化に十分な注意を向ける必要があるのではないだろうか。<sup>(53)</sup>

こうした受容構造の転換は、日本のなかにモデルを見出すようになった、まさにこの醍醐寺薬師如来像に、その最初期の実例を見出せるのではないかと考える。

視線が転換したこと、すなわち唐のあり方が必ずしも絶対的ではなくなったことを示す例は、九世紀末期の『新撰万葉集』の編纂、十世紀初頭の『古今和歌集』、倭言葉でうたわれる東遊の譜の勅撰等々、数多い。<sup>(54)</sup>十世紀初頭に、宇多天皇第三子の真寂が撰述した『諸説不同記』<sup>(55)</sup>も、すでに日本に存在する曼荼羅諸本の図像を集成比較しており、やはり当時の日本に現存した輸入漢籍の目録である『日本国見在書目録』の成立が九世紀末であったことに通じている。<sup>(56)</sup>これらも、この時代ならではの所産として位置付けるべきものであろう。

もつとも、本稿で取り上げた醍醐寺薬師如来像の造形が、後に定朝が大成するいわゆる「和様」の先駆けとなるものである、と主張するのではない。彫刻史の大きな潮流から見ると、醍醐寺薬師如来像は、複数ある流れなかで生み出された、「混成」色の濃いものである。そういった複数の流れが、いかに形づくられてきて、そしていかに次代のかたちへとつながっていくかは、これまでの諸研究にあらためて学び、今後じっくりと考えていこうと思

う。

十世紀初頭は、従来の絶対的な規範が揺らぎを見せ、それにともなつて社会が大きく変動し始めていた時代であった。こうしたさなかに、御願上醍醐伽藍は発願されたのである。上醍醐の伽藍構成、そして薬師如来像の造形構成に見出せる特徴、すなわち「混成」とは、規範の揺らぎ、そして新たな規範の模索を示すものにほかならない。御願上醍醐伽藍には、次代へと向けた、時代の変動そのものが刻み込まれていたのである。

註

(1) 拙稿 a「醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織（上）」、『美術研究』三九二、二〇〇七年九月、b「醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織（中）」、『美術研究』三九三、二〇〇八年一月。

(2) 平安前期における薬師如来像の機能については、神護寺薬師如来像や新薬師寺薬師如来像の研究のなかで論究されてきた。数多くの研究の蓄積があるが、ここでは薬師如来像の機能について論じた主要な論文を三点挙げておく。中野玄三「八世紀後半における木彫発生の背景 神護寺薬師如来立像の製作事情を中心として」（『同「悔過の芸術」法蔵館、一九八二年。初出は一九六四年）は、神護寺薬師如来像のかたちをもつ異形性に怨霊調伏の機能を読み解き、政治史と造形とを結びつけた。浅井和春「神護寺薬師三尊像をめぐって（Ⅳ）」、『MUSEUM』三八八、一九八三年七月）は、薬師壇法という修法に注目し、修法と機能との関連を具体的に論じている。近年の長岡龍作「神護寺薬師如来像の位相—平安時代初期の山と薬師—」（『美術研究』三五九、一九九四年三月）は、像の置かれた場から像のもつ機能を演繹的に推論し、国境に置かれた薬師如来像に疫神防御の役割があったことを論じている。

(3) 註1の拙稿 b。

(4) 早くに中野玄三氏は、国分寺の本尊が、奈良末から平安初期における薬師信仰の隆盛を背景に、創建当初の釈迦如来から薬師如来に切り替わったのではないかと推測しておられる（『八・九世紀の七仏薬師像—丹波・丹後地方の諸像を参照して—』、

註2の中野氏前掲書。初出は一九六五年。

近年では追塩千尋氏が、八世紀には薬師悔過が行われていること、薬師礼拝が九世紀から見られることなどから、国分寺には薬師信仰を展開させる素地があったとみておられる(『平安中後期の国分寺』、同『国分寺の中世的展開』吉川弘文館、一九九六年。初出は一九八三年)。

(5) 新訂増補国史大系本。以下、『延喜式』は同書による。

(6) 虎尾俊哉『訳注日本史料 延喜式』中(集英社、二〇〇七年)九五七頁以下参照。条文名も右書によった。

(7) 源豊宗『佐渡国分寺薬師像に就いて』(角田文衛編『新修国分寺の研究』三、吉川弘文館、一九九一年。初出は一九三八年)ほか。

(8) 宮城栄昌『延喜式の研究』(大修館書店、一九七五年)、虎尾俊哉『延喜式』(『国史大系書目解題』上 吉川弘文館、一九七一年)、同『えんぎしき』(『国史大辞典』二、一九八〇年)、同『延喜式は杜撰か』(同『古代東北と律令法』一九九五年、初出は一九六五年)、早川万年『延喜式は「玉石混淆」か』(『神道大系月報』一一七、一九九三年八月)などを参照。

(9) 新訂増補国史大系本。

(10) 註7の源氏前掲論文、佐藤昭夫『佐渡国分寺の薬師如来坐像について』(『MUSEUM』八六、一九五八年五月)、田邊三郎助『現存する諸国国分寺の彫刻』(『仏教芸術』一〇三、一九七五年九月)、水野敬三郎『総説 新潟の仏像(古代・中世)』、長坂一郎『図版解説 薬師如来坐像』(『中越大震災復興祈念特別展 新潟の仏像展』図録、新潟県立近代美術館、二〇〇六年)。

(11) 今井滋二『佐渡国分寺』(角田文衛編『国分寺の研究』下、考古学研究会、一九三八年)。なお、この今井氏の指摘の後、戸根与八郎氏が、金堂跡などの創建期の主要伽藍とは主軸方向や礎石の大きさが異なること、比較的新しい軒瓦が出土していることの二点から、新堂跡は平安時代以降の建物であろうとして、今井氏の見方に賛意を示されている。ただし、「新造薬師」を安置した堂宇かどうかについての言及はない(戸根氏「佐渡」、註7の前掲書)。

(12) 新訂増補国史大系本。以下、『日本三代実録』は同書による。

(13) 註2の中野氏前掲論文。

(14) 相模国国分寺は、金堂・講堂・塔・僧坊が立ち並ぶ規模な国分寺として知られ、また講堂の北方にも建物跡が検出されている(大岡実「相模」、角田文衛編『新修国分寺の研究』二、吉川弘文館、一九九一年)。丈六薬師像が、そのうち特に金堂本尊であったと確言するのは難しい。

なお、近年紹介された、新出史料の日光山輪王寺天海藏本『朝野群載抄』「遠江国司国分寺修造覆勸使申文」より、少なくとも十一世紀前半の遠江国国分寺では、講堂に丈六阿弥陀三尊像が安置されていたことが知られる(高田義人『朝野群載抄』について、『栃木史学』一八、二〇〇四年三月)。国分寺には、金堂の本尊でなくとも、丈六の大きさの像が安置されることのあったことを、右の史料は示している。

(15) 「上野国交替実録帳」(『平安遺文』四六〇九)による。同実録帳については、前沢和之「上野国分寺と「上野国交替実録帳」」(亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八八年)参照。

(16) 堀池春峰『国分寺の歴史』(同『南都仏教史の研究上 東大寺篇』法蔵館、一九八〇年。初出は一九七五年)。

(17) 中井真孝『国分寺制の変遷』(同『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、一九九一年、初出は一九八二年)。なお、一九九〇年代後半までの国分寺に関する研究については、追塩千尋「序論 国分寺史研究の動向」(註4の同氏前掲書)を参照。

(18) 中井真孝『定額寺の原義』(中井氏前註書。初出は一九七六年)。

(19) 新訂増補国史大系本。以下、『類聚三代格』は同書による。

(20) いずれも、『日本三代実録』による。

(21) 大江篤「神の怒りと信濃国定額寺」(同『日本古代の神と霊』臨川書店、二〇〇七年。初出は一九八四年)。

(22) 貞観八年の信濃国定額寺設置問題については、佐藤全敏氏より種々ご教示いただいた。

(23) 山岸常人「悔過会の変容」(同『中世寺院社会と仏堂』法蔵館、一九九〇年。初出は一九八四年)。

(24) 井上満郎「押領使の研究」(同『平安時代軍事制度の研究』吉川弘文館、一九八〇年)。

(25) 弩および弩師については、戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(同『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年。初出は一九七〇年)を参照。

(26) それぞれ、元慶四年八月七日および同年八月十二日太政官符(いずれも『類聚三代格』巻五、加減諸国官員并廢置事)。なお、越後国の弩師設置の理由は、新羅と夷狄の二つであった。

(27) なお、薬師如来のもつ攘災の機能については、長岡龍作氏が、神護寺薬師如来像のもつ意味を見直されるなかで論じておられる(註2の前掲論文)。

氏によれば、国境に位置する比叡・比良・伊吹・神岑・愛宕・金岑・葛木の諸山は七高山とよばれ(七高山という語の史料上の初見は、『三代実録』元慶二年(八七八)二月十三日条)、ここで定期的に薬師悔過が行われることが、承和三年(八



三五の太政官符によって定められたとする。ここでいう承和三年の太政官符とは、九七〇年成立の『口遊』に見えるものである。

氏はさらに、延喜神祇式畿内堺疫神条に、畿内堺十処において、京城への疫神の流入を防御するために疫神祭を行うことが見えており、それとはほぼ対応する七高山にある寺、すなわち神護寺や延暦寺等で行われる薬師悔過の目的も、ほかならぬ疫神防御にあったと論じられた。

すなわち氏は、神護寺薬師如来像が、神護寺の前身寺院である高雄山寺にもとも安置されていたという立場に立った上で、その造像は疫神防御と密接に関わるものであると結論付けられたのである。

七高山に注目され、薬師如来のもつ攘災の機能が、国堺での疫神防御に結び付けられるようになったとする氏の指摘は、きわめて注目に値する。薬師如来に攘災の機能が期待されたであろうことは、本稿で述べたところの国分寺に安置された薬師如来像の例からも、確かに首肯されることである。ただ、七高山における薬師悔過という信仰形態が、ただちに平安時代初頭頃の神護寺薬師如来像の造像目的に適用できるかどうかには、以下述べるように深い疑義を抱く。

本文中に掲出した史料2に明らかのように、そもそも私寺として造られた寺は、各寺ごとに本来の建立目的があり、鎮護国家の目的で建立された国分寺のような寺とは異なった存在であった。言うまでもなく、神護寺は和気氏の氏寺であり、天長元年(八二四)九月二十七日太政官符により、「神護国祚寺真言寺」の名称が与えられ、定額寺として認定された寺であった。すなわちここではじめて、神護寺は公の寺の一端を占めるようになったのである(定額寺の性格については、註18の中井氏論文参照)。換言すれば、神護寺は天長元年になってはじめて、朝廷の寺院政策を担う一機関となったのであり、それより後に朝廷が七高山の一つに神護寺を組み込んで疫神防御の役割を担うよう定めるようになったとしても、そのことから、定額寺となる以前に造られた神護寺薬師如来像のもつ意味について、時間をさかのぼって想定することはできないのである。

- (28) 高田修『東寺講堂の諸尊とその密教的意義』(『美術研究』二五三、一九六八年三月)。
- (29) 現存する五大力菩薩像の尊名比定などを含めた、五大力菩薩と五大明王をめぐる諸問題については、近年泉武夫氏が詳細に論じておられる(『五大力画像をめぐる基盤的考察―試論―』、『国華』一三三〇、二〇〇四年一月)。
- (30) 下松徹『東寺講堂の諸尊と三輪身説』(『密教文化』一五七、一九八七年一月)ほか。
- (31) 原浩史『東寺講堂諸像の機能と』(『美術史』一六六、二〇〇九年三月)。
- (32) 原浩史『東寺講堂五大明王の造立意図と仁王経法』(『史友』三七、二〇〇五年三月)。

(33) 『図像蒐成X』(仏教美術研究上野記念財団助成研究会報告書、二〇〇五年三月)。泉氏によると『五大力秘釈』の一部が、安然(八四一―九〇一?)の『不動頂蓮義』に引用されていることから、少なくとも九世紀末頃には『五大力秘釈』は成立していたとみてよく、また古くより観賢の作であると伝えられてきたとされる(註29の泉氏前掲論文参照)。

(34) それぞれ、承和二年正月二十三日太政官符、仁寿三年四月十七日太政官符(いずれも『類聚三代格』巻二、年分度者事)。

(35) 寛平元年七月二十五日太政官符(『類聚三代格』巻二、経論并法会請僧事)。円成寺は、藤原淑子が山莊を仏寺にしたものだが、山莊であった当時、淑子の養子であった源定省(宇多天皇)もここに住んでいたという。円成寺を定額寺とすることを認可した宇多天皇にとっても、円成寺は非常に縁の深い寺であった。

(36) 仁王会に関する主要な論文は、註29の泉氏前掲論文註49参照。臨時仁王会や一度仁王会の概要については、野田有紀子『平安中後期の仁王会と儀式空間』(『工学院大学共通課程研究論叢』四三―二、二〇〇六年二月)を参照のこと。

(37) 有富純也『九世紀後期における地方社会の変転過程』(同『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会、二〇〇九年。初出は二〇〇六年)。

(38) 検非違使の設置については『日本三代実録』貞観九年十一月二十九日条。陰陽師の設置については『類聚三代格』巻五、貞観十四年五月二日太政官符。なお陰陽師については、関口明『九世紀における国分寺の展開』(佐伯有清編『日本古代政治史論考』吉川弘文館、一九八三年)、註37の有富氏前掲論文参照。

(39) 『日本三代実録』貞観九年十一月二十九日条。

(40) 註37の有富氏前掲論文。

(41) 『延喜式』に記された「五大尊」には、この出羽国の五大尊のほか、延喜主税式延暦寺燈分条にある①「勸修寺五大尊燈油一斛八升」、同貞観寺条②「華山寺観中院燈油四斗五升、同院五大尊七斗二升」の二つが挙げられる。以下に述べるように、これらはいずれも、『延喜式』の編纂段階で新しく加えられた条文であり、そこに見られる「五大尊」は五大明王とみてよいものである。

①勸修寺は、醍醐天皇の母である藤原胤子の発願にかかり、延喜五年に定額寺と認定された寺であることから、勸修寺にかかる記述は『延喜式』の段階で新しく作成されたものである。勸修寺には、醍醐天皇御願の「五大尊」が安置されたことが『勸修寺旧記』(『続群書類従』二十七輯上)より知られ、これは五大明王であるとされている。

②華山寺観中院については、安然の『胎藏界大法対受記』巻六(『大正新脩大藏経』

七五卷一〇〇頁下段)に、「同年(筆者註元慶六年(八八二))八月十七日、為令三安然伝授胎藏大法真言、於中院陀堂仏前、密授釈迦佛法印。」とあり、同院は、安然が遍照より胎藏界法を受法した際に道場として用いられたことが知られる(星宮智光「遍照の元慶寺経営とその意義」、『密教文化』一一二、一九七五年二月)。ここから、この観中院の「五大尊」像は密教灌頂の本尊であったことがわかり、これもまた五大明王像のこととみてよいものであろう。

(42) なお、本文で述べなかったが、このほか諸国に安置された五大力菩薩の一例と考えられるものに、延喜主税式諸国本稻条の讃岐国項に記される五大菩薩がある。九世紀半ば以降の畿内・瀬戸内海地域では、盗賊・海賊が活発な動きをみせており(註37の有富氏前掲論文)、やはり興味深い事例と言えらる。

(43) 戸田芳実「中世成初期の国家と農民」、『国衙軍制の形成過程』(註25の戸田氏前掲書。初出はそれぞれ一九六八年、一九七〇年)、下向井龍彦「王朝国家国衙軍制の成立―延喜の「軍政改革」について―」(『史学研究』一四四、一九七九年七月)、註37の有富氏前掲論文。年表の「国内情勢」の作成にあたっては、これらに多くを負っている。

(44) 戸田氏前註両論文。

(45) 註43の戸田氏、下向井氏論文。下向井氏は、いわゆる将門の乱(九三九―九四〇年)に際し、乱鎮圧のための政策や儀式の多くが「延喜元年二月東国乱」の例に依拠していることから、この「東国の乱」が後の将門の乱に匹敵するほど大規模なものであったと論じておられる。

なお、氏は『醍醐寺縁起』(『群書類従』十五)に「五大堂、延喜御願、為朝敵降伏、造営之。其後承平之正門調伏之時、本尊所持之剣血現云々」とあることに着目され、延喜元年の東国乱と将門の乱を結び付ける史料の一つとされている。

『醍醐寺縁起』は十二世紀の初頭頃には成立していたとみられており(『群書類解』浅香年木氏執筆)、右の五大堂に関する認識は、少なくとも院政期には存在したことになる。

(46) 石上英一「古代国家と対外関係」(『講座日本歴史2 古代2』東京大学出版会、一九八四年)を参照。なお、年表の「対外情勢」の作成にあたっては、対外関係史総合年表編集委員会編『対外関係史総合年表』(吉川弘文館、初版は一九九九年)を参照した。

(47) 渡邊誠「承和・貞観期の貿易政策と大宰府」(『ヒストリア』一八四、二〇〇三年四月)。

(48) 『政事要略』巻五十六、交替雑事(新訂増補国史大系本)所引の延長八年(九三〇)

八月十五日付太政官牒。この太政官牒は、兵賊を予兆する怪異を受け、大宰府四王寺の四僧に、真言・天台の両宗から名徳の僧を選び補すことを命じたものである。この大宰府四王寺とは、『類聚三代格』巻二、造仏々名事所収の宝龜五年の太政官符によると、新羅の呪詛に対抗するために、『金光明最勝王経』四天王護国品に基づいて四天王像四軀を造立し、四人の僧侶に経典の誦誦などを命じた、対新羅のための宗教的拠点であった。

すなわち延長八年の太政官牒は、まさに新羅の兵賊を警戒してのものであったと考えられる。

(49) 『日本古典文学大系』72(岩波書店、一九六六年)。

(50) 伊東史朗「薬師如来像の薬器」(同『平安時代彫刻史の研究』名古屋大学出版会、二〇〇〇年。初出は一九九七年)。

(51) 拙稿「模刻の意味と機能―大安寺釈迦如来像を中心に―」(京都大学文学部美学美術史学研究室『研究紀要』二二、二〇〇一年三月)。

(52) 拙稿「平安時代中期における光背意匠の転換―平等院鳳凰堂阿弥陀如来像光背における雲文の成立を中心に―」(『美術史』一五二、二〇〇二年三月)。平安時代中期以降、日本が同時代中国の造形を部分的・選択的に受容したことを論じている。

(53) 美術史分野の研究では、近年、吉村稔子「三千院藏阿弥陀聖衆来迎図考―来迎図の成立に関する一考察―」(『美術史』一六一、二〇〇六年一〇月)、大原嘉豊「藤原道長の時代の仏画」(『研究発表と座談会 撰関期にみる美術の諸相』仏教美術研究上野記念財団助成研究会報告書三六、二〇〇九年三月)などが、いわゆる「国風文化論」の見直しを試みている(大原氏は、京都国立博物館特別展覧会図録『藤原道長 極めた栄華・願った浄土』(二〇〇七年)にも同題同趣旨の論文を掲載しておられる)。

両氏の研究はともに、歴史分野での対外関係史研究の進展を踏まえて、五代以降の中国と日本との間に積極的な影響関係を認める立場から、撰関期を中心とする絵画作品の再考や様式史の見直しを行おうとされている。とりわけ大原氏は、撰関期の遺品そのものが数少なく、また同時代の中国作品がほとんどないなかで、唐末、五代の仏画様式を切り分けて推定し、五代仏画の影響を、同時代ではなくそれより後の日本の絵画作品のなかに見出そうという果敢な試みをなされている。

大原氏が指摘しておられるように、九世紀末期以降も、日本のなかで中国への憧憬が続いていたことは事実であろう。ただ、同時代の中国文化の影響が日本のなかに認められるにせよ、氏が奇しくも「モード」という言葉を用いておられるように、それがあくまでも限定的に消費される対象でしかないこと、ひいてはその影響のあ

り方が前代とは全く異なることこそが、平安中後期の中国文化受容や日本の作品のあり方を考える上で重要なのではないだろうか。こうした転換が存在したことに十分な注意を払い、その上で個々の作品の影響関係のあり方を跡づけることが求められているように思う。

なお、こうした問題点については、拙稿「解説 日宋交流と彫刻様式の転換」(『増補日宋文化交流の諸問題 新訂森克己著作全集4』勉誠出版、近刊予定)でも論じた。あわせて参照頂けると幸いである。歴史学分野でも、佐藤全敏「古代日本における「権力」の変容」(同『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年)が、国制や天皇の食事という側面から、同様の指摘を行っている。

(54) 註53の佐藤氏前掲論文を参照した。

(55) 『諸説不同記』については、津田徹英ほか(『美術史料紹介』東寺観智院金剛蔵本(建武二年写)『諸説不同記』解題)、『史友』二〇〇五年三月)を参照。

(56) 『日本国見在書目録』については、前田禎彦氏よりご教示いただいた。

#### 謝辞

本稿の写真掲載等につきましては、(上)では、醍醐寺・東大寺・清凉寺・神護寺・真福寺に、また(下)では、佐渡国分寺ならびに水野敬三郎氏・長嶋圭哉氏にご高配・ご協力を賜りました。

末筆ながら、右の皆様には厚く御礼申し上げます。

(さらい まい・企画情報部研究員)

〔関連年表〕

年月日	国内情勢	対外情勢	宗教対策	出典
貞観 三・一一・一六	武蔵国において、凶猾が党をなし、群盗が山に満ちているため、諸郡に検非違使を設置する。			三実
貞観 四・五・二〇	備前国官米船が海賊に侵奪されたことにより、諸国へ追捕を下知する。			三実
貞観 五・四・二一		これより先、大宰府、新羅僧三人が博多津に来たことを報ずる（この年、新羅人等の漂着が相次ぐ）。長門国司に、帯剣を許す。		三実
貞観 六・二・一七		石見国司に詔して、昨年、同国美乃郡に漂着した新羅人に路根を与えて放却させる。		三実
貞観 七・二・一〇、一四、一七			大宰府、前年末の一二月二六日に肥後国阿蘇郡健磐龍命神の霊池の振動という怪異現象を言上、亀筥し「兵疫為凶」であることを訴えた。これを受け、寺社に薰修・奉幣させ、諸山陵に告文を奉る。三月二二日、筑前国水田三〇町を対馬島の郡司統領職田に充てる。	三実
貞観 八・二・七			神祇官、信濃国水内郡三和・神部両神に怒気があり、兵疫の前兆である由を奏す。勅して金剛般若経・般若心経の転読を命ずる。	三実
二・一四			神祇官、肥後国阿蘇大神に怒気があり、隣境の兵疫の前兆である由を奏す。肥後国司・大宰府に金剛般若経・般若心経の転読等を命ずる。	三実
二・一六			撰津国住吉神社に一人の僧侶を遣わし、金剛般若経・般若心経を転読させ、兵疫の消伏を祈らせる。	三実
三・八			大安寺僧一如を、筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後等の国の諸社に遣わし読経させる。	三実
四・一一	賊党（海賊）群起して掠奪やすむことがないため、撰津・和泉・播磨・備前・備後・安芸・周防・長門ならびに南海道諸国に重ねて追捕を下知する。			三実
四・一七		これより先、京師に類りに怪異あり。陰陽寮、隣国来寇の危険がある由を言上。大宰府に下知して警戒させる。		三実
四・一八		若狭国で、印・公文庫と兵庫が鳴る。一六日に		三実

七・六			山城・若狭両国に下知して、兵事を警戒させる。	南海道諸神に班幣する。	三実
七・一五			大宰府、肥前国山春永らが共謀して新羅人とともに新羅にわたり、武器を製造して対馬島の奪取を企てている由を報ずる。		三実
一一・一七			怪異を卜するに、新羅賊兵が間隙をうかがう予兆があるため、能登・因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐・長門の諸国及び大宰府に命じて、管内の諸神に奉幣し鎮護の殊効を祈るべきこと、また兵士を訓練すべきことを命ずる。		三実
貞観 九・四・八	八六七		出雲国司・郡司ならびに雑色人等に、帯剣を許す。	出雲・伯耆・備後の各国にて神階昇叙。	三実
五・二六				伯耆・出雲・石見・隠岐・長門等の諸国に四天王像各一鋪をわかち、高所の見晴らしの良い所に安置して、最勝王経四天王護国品を春秋二季七日間転読させる。	三実
一一・四		上総国の検非違使一員・主典一員に、帯剣把笏を許す。			三実
貞観 一一・三・七	八六九		隠岐国、史生一員を停め琴師を置く(新羅による兵疫の予兆があるため)。		三格 5
三・三二		下総国の検非違使に、帯剣把笏を許す。			三実
五・三二			新羅海賊船二艘、博多津に来て豊前国の年貢絹綿を掠奪して逃亡。六月一日、大宰府、兵を發して追討したが捕らえられなかつた由を言上。		三実
一一・二九			長門国、史生一人を停め琴師を置く。		三格 5
一一・五			これより先、大宰府、怪異を卜するに、兵寇の予兆があるにもかかわらず、非常事態の備えが不十分なため、諸国に散在する夷俘を要所に配置して危急に備えることを請う。		三格 18 (同日官符・寛平七・三・二三官符)
一一・一四				伊勢大神宮に奉幣して、新羅海賊来襲等を告げ、平安を祈願する。	三実
一一・一七			これより先、新羅海賊の襲来。大宰府に大鳥群集のことを、神祇官・陰陽寮占卜して、隣国の兵寇の前兆とする。	諸国に勅して、国内諸社に奉幣し後害を防ぐことを命ずる。	三実
一一・二五				諸国に勅して、金剛般若経を三日間転読し、地震・風水の災害、兵寇を折讓させる。	三実

一二・二		上総国司に、俘囚の教諭を命ずる。			三実
一一・一三		筑後権史生佐伯真繼、新羅国牒状を進り、大宰少弐藤原元利万侶が新羅国王と共謀して国家を害せんとする由を報ずる。一七日、元利万侶ら五人を逮捕する。			三実
九・一五		新羅人二〇人を武蔵・上総・陸奥三国に配置させる。			三実
八・二八		大宰府に勅して、対馬島に弩師一員を配置させる。			三実
七・一九		因幡国、史生一員を減じて、同国の黄文真泉を弩師に任ずる。			三格5
六・一三		これより先、大宰府、肥前国杵島郡の兵庫振動・鼓鳴二度を亀篋して、隣兵警戒すべきことを報ずる。同日、勅して、筑前国・肥前国・杵岐島・対馬島に警戒を命ずる。			三実
六・七		大宰府に勅して、対馬島に選士五〇人を配置させる。			三実
六・二		因幡国司以下雑人以上に、帯剣を許す。			三実
五・一九		出雲国、権史生雁高松雄を弩師に選補する（隣国兵事の予兆による）。			三格5
二・二三		参議大宰大式藤原冬緒、燧燧の訓練を行うこと等を請う。			三実
		山陰道諸国に、弩師に適当な人物を選定させる。			
		石見・隠岐等の国に兵具の調修を命ずる。また、沿海の諸郡に警固を命ずる。因幡・伯耆・出雲・			
		これより先、大宰府、対馬島下県郡の卜部乙屎麻呂が新羅より逃げ帰り、新羅が大船を建造して兵士を訓練し、対馬島奪取を企てている様子を目撃したとの旨を報ずる。大宰府に勅して、			
		鴻臚館に甲冑一〇具を増置する。			三実・三格5（貞観七・一九官符）
貞観一二・一・一五	八七〇	これより先、壹岐島、冑がないために大宰府に支給を求める。この日、勅して冑・手纏各二〇〇具を壹岐島に配置することを命ずる。一五日、			三格18／三実
一二・二九		これより先、鎮西に怪異あり。トするに來寇を示す。大宰府、統領一人・甲冑四〇具を鴻臚館に遷置することを請う。		石清水八幡宮に奉幣して、新羅海賊の襲来、諸国の異変を告げ、平安を祈る。	三実
一二・二八		これより先、鎮西に怪異あり。トするに來寇を示す。大宰府、統領一人・甲冑四〇具を鴻臚館に遷置することを請う。			三格18・三実

貞観一三・一	八七一					阿闍梨龍寿、治部省において恒例の太元帥法を修する。この間、勅使到りて、隣国の賊難降伏を祈るべき由を伝える。	太元帥法延喜奏状
貞観一四・三・二三	八七二		伯耆国、史生一員を減じて、同国の高市金守を弩師に任ずる。				三格5
貞観一五・六・二一	八七三	武蔵国、権史生を改め陰陽師を置く。				この春以来、怪異頻発により、上賀茂・下鴨・松尾・梅宮・平野・大原野・石清水・稲荷の各社に奉幣する。	三実
貞観一六・八・八	八七四		これより先、大宰府、新羅人二人の乗る船一艘が対馬島に漂着した由を報ずる。この日、大宰府に勅して、帰国させる。				三実
貞観一七・五・一〇	八七五	下総国で俘囚反乱。武蔵・上総・常陸・下野国の兵士三〇〇人を徴発する。					三実
一一・一三			石見国、史生一員を停め弩師を補す。				三格5
一一・一六		出羽国、渡島蝦夷の来襲を報ずる。					三実
一二・一三						五畿七道諸国の名神に奉幣し、国分二寺・諸定額寺にて、昼は金剛般若経を転読し、夜は薬師観音号を念じさせる。	三実
貞観一八・三・一三	八七六		大宰権師在原行平の起請を認め、対馬島の防人九四人を停止する。				三格18(寛平六・八・九)
七・二一		下総国、史生一員を減じて陰陽師を置く。					三格5
元慶二・三・一五	八七八	出羽国秋田城下の夷俘、叛乱を起こす。城郭・郡院・民舎等を焼損する(元慶の乱)。					三実(三・二九)
四・四		出羽国飛騨使來る。出羽国司藤原興世、重ねて隣国の援兵を請う。					三実
四・二八		勅して、上野・下野・陸奥等の国に夷賊を討滅すべきことを命ずる。					本朝文粹
五・四		藤原保則を出羽権守に任じ、出羽国叛乱の征討にあたらせる。					三実

六・八		小野春風を鎮守府將軍として陸奥に派遣し、出羽国を救援させる。			三実
六・二二		東海・東山両道諸国に勅して、勇敢軽銳の者を選び、出羽国を救援させる。			三実
六・二八					三実
七・一〇		出羽国の飛騨使来て、戦況を伝える。			三実
七・一三					三実
八・四					三実
八・二九		出羽国で叛乱の俘囚三〇〇人が投降、以後投降する俘囚が増加する。			三実(一〇・一三)
元慶 三・二・五	八七九		肥前国、史生一員を停め弩師を置く。		三格5
元慶 四・二・二八	八八〇		隠岐国の兵庫が振動し、その三日後には鼓が鳴った由を陰陽寮が卜占するに、遠方に賊ありという。そのため因幡・伯耆・出雲・隠岐等の国に嚴重な警戒をさせる。		三実
五・二五			上野国数社に叙位(元慶の乱における軍功)。		三実
八・七		佐渡国、弩師一員を置く(夷狄の地で、人心が強暴のため)。			三格5
八・一二		越後国、史生一員を省き弩師を置く(東は夷狄の危があり、北は海外の賊がうかがうため)。			三格5
元慶 五・五・一一	八八一	山陽・南海道諸国に命じて、海賊を追捕させる。			三実
八・一四			著亀に、北境東垂に兵火あり、秋より冬にかけて守護を慎むべしとの由あり。加賀国、非常に備えるため、甲冑を賜わり、また自余の兵器を作ることを請う。		三実
元慶 六・九・二九	八八二	陸奥国鎮守府、陰陽師を置く(軍団の用)。			三格5
元慶 七・二・九	八八三	上総国の俘囚三〇余人が反乱。官物を盗み取り、人民を略殺したため、諸郡の人兵一〇〇〇人を発し、追討させる。			三実
六・三		群盜約一〇〇人が国司館で筑後守都御西を射殺する。			三実(七・一九)
一〇・一七		備前国、国司の公廩稻を割き、その出挙の利を			三実



元慶 八・六・六	八八四	海賊防備兵二四人の糧にする。 この日以前、石見国守上毛野氏永、邇摩郡大領伊福部安道の率いる百姓に襲撃される。				三実（六・二三）
九・二九		去る六月六日、出羽国秋田城で石鏃二三枚が降ったことを陰陽寮が占卜するに、兵賊疾疫あるべき由を言上。翌仁和元年六月二一日にも、秋田城中・飽田郡で石鏃が降る。陰陽寮、「凶狄陰謀兵乱」のあるべき由を奏す。				三実／同（仁和元・一一・二九）
仁和 一・四・一二	八八五		新羅人四八八人、肥後国天草郡に來着（六月二〇日、勅して放還させる）。			三実（六・二〇）
八・一			陰陽寮、北境・西垂に兵賊あるべき由を言上。北陸道諸国及び長門国、大宰府に嚴重に警戒をさせる。			紀略
仁和 二・四・一七	八八六	出羽国に警固させる。去る二月に出羽国飽海郡諸神社辺にて石鏃が降ったことを陰陽寮が占卜するに、兵賊を警戒すべきの由を言上したため。				三実
五・一二		これより先、石見国守上毛野氏永、邇摩郡大領等に襲撃され、印匙駅鈴などを奪われる。				三実
五・二六		石清水八幡宮に怪異あり。六月七日、陸奥・出羽両国・大宰府に下知して嚴重に警戒させる。				三実
寛平 一	八八九	この年、東国賊物部氏永、蜂起する。				紀略・扶桑
寛平 二・一〇・三	八九〇		新羅人三五五人、隱岐国に漂着する。			紀略（寛平三・二・二六）
寛平 三・七・二〇	八九一	常陸国、史生一員を停め陰陽師を置く。				三格5
寛平 四・一一・三〇	八九二		怪異により、大宰府に警固を命ずる。			紀略
寛平 五・一・一一	八九三		怪異により、五畿七道諸国に仰せて、神社に奉幣、国分寺・定額寺等にて仁王般若経を転読させる。			紀略
三・三			新羅法師神彦等三人、長門国に漂着、帰国させる。			紀略
五・二二			大宰府飛駅使、今月一日に新羅賊が肥前国松浦に襲来の由を奏す。大宰府に勅符を賜い、追討を命ずる。			紀略
閏五・三			大宰飛駅使、新羅賊が肥後国飽田郡を襲い、放火して肥前国松浦方面に逃亡したことを言上。勅符を賜い、追討を命ずる。			紀略
閏五・七			大宰飛駅使來る。			紀略
閏五・一一			三社奉幣。			紀略



九・一三			大宰府、史生一員を停め弩師一人を置く。			三格5
九・一九			大宰府飛駅使、新羅賊二〇〇余人を射殺したことを奏上。諸国に仰せて軍士に警固させる。隠岐国の解により（寇賊数来、出雲・隠岐等に烽燧の設置を許可する。		新羅の襲来により、山陵に奉幣。このほか御祈あり。小野美樹、宣命草を作る。	紀略／三格18・扶桑
九・二八					読経のこともあり。	紀略
九・二九					宇佐使を發遣する。	紀略
九・三〇			大宰府飛駅使、新羅賊二〇人を打ち殺したことを奏上。大宰府に警護を命ずる。		対馬上県郡正五位上和多都美名神等に叙位。	紀略
一〇・六			大宰府飛駅使、新羅賊船退去する由を奏上。勅符を賜う。			紀略
一〇・八					筑前国宗像郡の諸神に叙位／筑前国宗像郡の宗像大神等に叙位。	紀略
一一・五						紀略
寛平 七・六・六	八九五	大和介藤原光善に命じて、群盗を捕らえさせる。				三格18
三・一三			新羅情勢の緊迫により、勇士の不足を補うため五〇人の俘囚軍を博多警固所に配置する。			三格18・要略54
七・一一			兵庫の器械を曝涼し、弁置させる。			三格5
七・二〇			越前国、史生一員を停め弩師を置く。			紀略
九・二七			大宰府、壹岐島官舎等が、討賊の際、悉く焼亡したことを言上する。			紀略
一〇・一七					臨時仁王会（大宰府・摂津国・禁中などに怪異あるため）。	菅家
一一・二		伊予国、史生一員を停め弩師を置く。				三格5
一二・九		越中国、史生一員を省き弩師を置く。			臨時仁王会（一切の不祥消滅し、一切の災難を攘い除くため）。	菅家
寛平 九・三・一九	八九七				臨時仁王会。	紀略
昌泰 一・三・二八	八九八				疫病消除のため、十五大寺にて三日間金剛般若經一万巻を転読させる。	紀略・扶桑
五・八					京中・外国の疫病消除のため、八社に奉幣使を遣わす。	紀略
四・一三					天下疾疫により、桓武天皇夫人藤原吉子の墓に宣命使を遣わす。	紀略・扶桑
六・二二						紀略・扶桑
六・二六					臨時仁王会（疫病を鎮すため）。	紀略・扶桑・菅家



延喜 五・二・一五	九〇五				怪異により諸社に奉幣する。	紀略
四・二四					彗星により諸社に奉幣する。	紀略
一〇・三		飛騨国、守藤原辰忠・妻子が凶党に殺害された由を言上する。				扶桑
延喜 六・五・二七	九〇六				左大臣以下、陣に就き、十社において仁王経転読を行う由を定める(時気の年穀を祈るため)。	扶桑
七・二三				隠岐国、新羅賊船が難破し、帆柱等が漂着したことを報ずる。		紀略
八・七		陰陽寮に紀伊国の怪異を勘申させる。				紀略
九・二〇		鈴鹿山の群盗一六人に過状を進らさせ、これを誅殺する。				紀略
一〇・八					清涼殿において般若御読経を修する。	紀略
延喜 七・一・二九	九〇七	大和国に群盗が出現する。				醍醐御記
三・八					十五大寺において御読経のことあり。	紀略
延喜 九・五・九	九〇九				諸寺諸社において仁王経を読ませる(疫病のため)。	紀略・扶桑・貞信
五・二六					臨時仁王会(疫病を攘うため)。	紀略・扶桑
七・一		下総国騒乱。			臨時仁王会。	貞信
延喜一〇・一〇・五	九一〇				名社・十五大寺において仁王経を読ませる(疫病のため)。	紀略
延喜一二・五・五	九一二					紀略・扶桑
延喜一五・二・一〇	九一五	信濃国飛騨使、上野介藤原厚載が上毛野基宗等に殺害されたことを言上する。				紀略・扶桑
二・二七		武蔵国飛騨使来る。				紀略
三・二五		武蔵国、上野介藤原厚載を殺害した下野人三人を、捕取したことを言上する。				紀略
四・一二					一一社において仁王経を修する(疫病のため)。	扶桑
五・六					穢により、疫癘を攘うための仁王経御読経停止する。	扶桑
六・二〇					大極殿において臨時の御読経あり(疫癘を攘い、雨を祈るため)。	紀略
九・二五					諸社・諸寺の仁王経読経を定める(宮中諸国痘瘡赤痢のため)。	扶桑
一〇・一六					建礼門において鬼気祭あり、仁寿殿において名僧二十口の御読経あり(痘瘡を除くため)。	紀略
延喜一六・八・二二	九一六	下野国に、罪人藤原秀郷・兼有・高郷・与貞等一八人を各々配流すべきの由、重ねて下知する。				紀略

一〇・二七		上野国の百姓上毛野貞並等、上野介藤原厚載を殺害する。大掾藤原連江、制止を加えず賊と共謀したため、その由を勘問させる。			紀略
一一・八		京畿七道に下知して、出雲国に配流した罪人上毛野良友等七人を捜捕させる。			紀略
延喜二七・七	九一七	炎旱連月、民庶飢渴。群盜、巷間に満ちる。			紀略
延喜一八・一〇・一五	九一八		大宰府、壹岐島の怪異を奏上。卜部等、かの島の内疾兵革を申す。古老は寛平六年二月の怪異の後、四月に新羅賊の来寇ありという。		扶桑
延喜一九・五・二三	九一九	武蔵国飛騨使、前権介源任が、官物を奪い、官舎を焼亡させ、国府を襲来して、国司高向利春を攻めようとした由を言上する。			扶桑
六・三〇				百僧を大極殿に招き、仁王経を転読させる。	紀略・貞信・西宮臨時8
九・一一				伊勢奉幣。天皇、八省院に御してこれを發進す。陰陽寮、今来兩年ともに三合の災にあたり、兵革疾水旱に慎むべき由を申上する。	紀略
延喜二〇・六・一四	九二〇			名僧を請い、一一社にて仁王経を転読させる(京中疾病流行のため)。	紀略・扶桑
延喜二二・五・二九	九二二				扶桑
六・二五			対馬島に新羅人到来する。早く帰却させるべきの由、官符を大宰府に下す。		扶桑

\* 出典の略称は次のとおり。三実 || 三代実録、三格 || 類聚三代格、紀略 || 日本紀略、扶桑 || 扶桑略記、菅家 || 菅家文章(呪願文)、西宮 || 西宮記、要略 || 政事要略、醍醐御記 || 醍醐天皇宸記、貞信 || 貞信公記、世紀 || 本朝世紀、公卿 || 公卿補任

\* アラビア数字はいずれも巻号。明記のない限り、いずれも同日条。